

# 「デジタル防災」実証サービス利用規約 (2023年度実証)

## 第1条 (適用範囲)

- 1 本規約は、日進市が提供する本サービスを利用するすべてのユーザに対して適用されます。
- 2 本規約の他、本サービス上で随時掲載する本サービスに関する説明書、ガイドライン、プライバシーポリシー、注意事項、その他の個別規約等は、本規約の一部を構成するものとします。

## 第2条 (定義)

「デジタル防災」実証サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）において使用する用語は、次の各号に掲げる意味として用いるものとします。

- (1) 「本サービス」とは、日進市が「デジタル防災」の名称の下で提供する防災支援サービスをいいます。
- (2) 「利用者端末」とは、本サービスを利用している利用者の端末をいいます。
- (3) 「知的財産権」とは、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）、意匠権、実用新案権、商標権、特許権その他一切の知的財産権の総称をいいます。
- (4) 「反社会的勢力」とは、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団関係団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力の総称をいいます。

## 第3条 (本規約の適用)

- 1 本規約は、利用者が本サービスを利用されるにあたって適用される条件を定めるものです。
- 2 本サービスを利用する場合は、本規約の内容を必ずご確認ください、同意の上、利用ください。本規約に同意頂くことができない場合は、本サービスを利用頂くことはできません。

## 第4条 (利用料等)

本サービスの利用料金は、無料とします。但し、本サービスの利用にあたって発生する通信利用料は、利用者が負担するものとします。

## 第5条 (本サービスの利用)

- 1 本サービスを利用頂くにあたっては、本サービスの利用をもって本規約に同意したものとみなします。なお、本サービスはすべての端末に対応することを保証しないものとします。
- 2 本利用契約は、利用者が本規約に同意の上、本サービスの有効化を完了した時点をもって成立するものとします。

## 第6条 (使用許諾)

- 1 日進市は、利用者が本規約を遵守することを条件として、利用者に対して、本サービスを利用者端末上においてのみ使用することのできる、非独占かつ譲渡不能の本サービスの使用権を許諾します。
- 2 利用者は、本サービスを個人的な目的に限って利用することができるものとし、営利目的又は商業目的等で利用することはできません。

## 第7条（禁止事項）

利用者は、本サービス及び本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1)法令、ガイドライン及び公序良俗に反する行為
- (2)日進市又は第三者の知的財産権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利を侵害する行為
- (3)本サービスの複製物を再配布する行為
- (4)目的の如何を問わず、本サービスを逆アセンブル、逆コンパイル及びリバースエンジニアリングする行為
- (5)本サービスに関して改変、翻案、加工及び類似品の開発使用、その他の変更を加える行為
- (6)本規約に関する権利又は義務について、第三者に移転、譲渡し、担保権の設定その他処分する行為
- (7)犯罪若しくは重大な危険行為に結びつく行為、又はこれらを助長する行為
- (8)日進市又は第三者の営業を妨げる行為、若しくは日進市又は第三者の信用若しくは名誉を毀損する行為
- (9)本サービスを不正な目的で利用する行為
- (10)不特定多数に本サービスに含まれる画像等の各種情報の譲渡、複製、貸与、公衆送信する行為
- (11)ユーザが虚偽の情報を提供したとき
- (12)その他日進市が不適切と判断する行為

## 第8条（権利帰属）

本サービスに関する知的財産権は、日進市又は日進市に権利を許諾した第三者に帰属します。

## 第9条（位置情報）

本サービスは、利用者端末の位置情報を利用します。当該位置情報の提供を拒否するためには、利用者端末の操作により拒否の設定へ変更してください。なお、位置情報の提供を拒否した場合は、本サービスの一部の機能を利用できません。

## 第10条（変更）

日進市は、自らの判断により、利用者に対し何ら通知等することなく、本サービスの全部又は一部を変更することができるものとします。

## 第 11 条 (本サービスの停止等)

日進市は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に何ら通知することなく、本サービスの全部又は一部について、停止又は中止することができるものとします。

- (1)利用者が本規約に違反した場合
- (2)本サービスを提供するために必要な設備・システムの保守点検・更新を定期的又は緊急に実施する場合
- (3)その他日進市が必要と判断する場合

## 第 12 条 (本サービスの廃止)

日進市は、利用者に何ら通知等することなく、いつでも本サービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスが終了した時点において、本利用契約も当然に終了するものとします。

## 第 13 条 (非保証、免責事項)

- 1 日進市は、利用者に対し、本サービス及び本サービスの完全性、安全性、有用性、正確性等を、明示又は黙示にも一切保証するものではありません。
- 2 本サービスの変更、停止、中止若しくは廃止、本サービスに基づき提供する情報の変更、削除若しくは消滅、その他本サービスに関連して発生した利用者、または第三者の損害に対して、日進市は、一切の責任を負わないものとします。
- 3 ユーザは、本サービスを搭載している端末に対して、パスワードを設定するなど、自己責任で適切に管理するものとします。
- 4 日進市の故意又は重過失による場合を除き、本サービスが端末の盗難等にて不正利用されたことにより生じた損害につき、日進市は一切責任を負わないものとします。
- 5 本サービスは、日本国におけるユーザに対して提供されるサービスであり、本サービスが他の国又は地域において事実上又は法律上利用可能であることについて、保証するものではありません。
- 6 本サービス及び本サービスに付随するサービスに対する次の各号をはじめとする一切の保証を行わないものとします。
  - (1)OS のバージョンアップやサービスケーションのアップデートをしたことによって、本サービスに関し一切の不具合も問題も発生しないこと。
  - (2)本サービスが常に正しく機能し、十分な品質を満たすこと。
  - (3)本サービスの利用に起因して利用者等の機器に不具合、誤作動や障害が生じないこと。
  - (4)本サービスが永続して利用できること。
  - (5)本サービスの利用に中断またはエラーが発生しないこと。

## 第 14 条 (不可抗力)

本規約に基づく義務の不履行又は履行遅滞が、日進市の制御可能下になく、日進市の合理的注意によって回避できない天災地変等の何らかの性質の事情による場合、日進市は、当該不履行又は遅滞の責任を負わないものとします。

## 第 15 条（コンテンツの削除等）

本サービスの利用にあたって、利用者が提供したコンテンツ（画像、電子メールを含みますがこれらに限られません。）が次の各号のいずれかに該当する場合、又は該当するおそれがあると日進市が判断した場合、日進市は、当該コンテンツの全部又は一部を利用者に何ら通知等することなく削除若しくは消去し、又は利用者をして削除若しくは消去させることができるものとします。

- (1)日進市又は第三者の知的財産権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権、その他の権利を侵害する場合
- (2)法令、ガイドライン及び公序良俗に違反する場合
- (3)本規約に違反する場合
- (4)その他日進市が適切ではないと判断した場合

## 第 16 条（第三者に対する責任）

- 1 利用者は、本規約、本サービスに関し、第三者に対し損害を与えた場合、又は第三者との間で紛争が生じた場合、利用者の費用と責任において解決し、損害を賠償する責任を負うものとします。但し、日進市に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- 2 前項の場合、日進市が第三者に対し、何らかの費用（賠償金、和解金、裁判費用及び弁護士報酬等を含みますが、これらに限られません。）を負担した場合は、利用者は日進市に対し、その費用を賠償しなければならないものとします。

## 第 17 条（損害賠償）

利用者は、利用者の責めに帰すべき事由により、本規約、本サービス及び本サービスに関し、日進市に損害を与えた場合、日進市に対し、一切の損害（裁判費用及び弁護士報酬を含みますが、これらに限りません。）を賠償しなければならないものとします。

## 第 18 条（反社会的勢力の排除）

利用者は、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとします。

- (1)自らが反社会的勢力に該当しないこと
- (2)自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
- (3)反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと

## 第 19 条（解除）

日進市は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対し何ら催告等することなく、利用者との間の本利用契約を解除することができるものとします。

- (1)利用者が本規約、法令又は公序良俗に違反した場合
- (2)利用者が本利用契約に関する債務の支払いを怠った場合

(3)その他日進市が利用者による本サービスの利用の継続が不相当と判断する場合

#### **第 20 条（サービス利用停止の手続き）**

- 1 利用者がサービス利用停止を希望する場合は、所定の手続きを行うものとします。
- 2 サービス利用停止の手続きを行った場合、本利用契約は終了し、利用者が利用していた本サービスに関する一切の権利その他の情報を失うものとします。

#### **第 21 条（終了後の措置）**

理由の如何を問わず本サービスが終了した場合には、利用者はいかなる理由においても本サービスを利用することはできません。この場合、利用者は、本サービスの利用を直ちに中止するものとします。

#### **第 22 条（存続条項）**

本利用契約の終了後においても、第 15 条（非保証、免責事項）、第 18 条（第三者に対する責任）、第 19 条（損害賠償）、第 23 条（終了後の措置）、本条、第 27 条（準拠法・裁判管轄）の規定は引き続き有効に存続します。

#### **第 23 条（規約の変更）**

日進市は、利用者から承諾を得ることなく、本サービス内に本規約を掲載して公表することにより、いつでも本規約を変更できるものとします。なお、利用者が変更後に本サービスを利用するためには、変更後の本規約に再同意が必要となります。

#### **第 24 条（分離可能性）**

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### **第 25 条（準拠法・裁判管轄）**

- 1 本規約は、日本国法を準拠法とします。
- 2 本規約、本サービス及び本サービスに関連して生じた一切の紛争については、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日：2023年11月1日